

第1章 強靱化の基本的考え方

1 強靱化の理念 ～強くて、しなやかな「清流の国ぎふ」を次世代に引き継ぐために～

本県は、3千メートル級の山岳地帯から海拔ゼロメートルの水郷地帯まで変化に富んだ複雑な地形を有し、長良川などの清流に代表される自然は、本県の豊かな暮らしや文化を育んできた。その一方で、古来、あまたの災害に見舞われるも、先人たちは、たゆまず治山・治水の努力を重ね、教訓と知恵を伝承し、「清流の国ぎふ」を築き上げてきた。

そして今日、人口減少が進行し、地域防災力・活動力の低下が懸念される中であっても、災害に強く、しなやかで、活力に満ちた「清流の国ぎふ」をつくり、次の世代へ引き継いでいくために、私たちは豪雨災害や巨大地震といった危機を常に念頭に置きながら、平時からの備えを怠ることなく進めていかなければならない。

（想定外の常態化ともいえる自然災害に備え、強靱化の取組みを強化する）

県では、現行計画策定以降、ハード・ソフト両面にわたり各分野において様々な強靱化の取組みを進めてきた結果、目標数値を設定した指標の約7割が達成率 80%を超えるなど取組みは概ね計画どおりに進捗したと評価できる。特に、平成 30 年7月豪雨では、これまでの取組みが功を奏し、長良川をはじめとした大河川の氾濫を防ぐことができたことなど、全庁を挙げて強靱化を推進した意義は大きかったといえる。

一方、7月豪雨における中小河川の氾濫や、近年の気候変動の影響による全国各地での豪雨災害の激甚化・頻発化、さらには震度5以上の大規模地震の発生回数が増大など「想定外の常態化」ともいべき状況を踏まえれば、まさに「今日は我が身」の心構えで今後も強靱化の取組みを緩めることなくさらに強化していく必要がある。

また、大学等と連携し最新の科学的・学術的知見（気候変動等）を取り入れ、被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図りながら被害を最小化する施策を展開していく必要がある。

（自助、共助及び公助により命を守り、命をつなぐ）

近年特に激化する気象災害の様相を踏まえ、「公助」に過度に依存した対策には限界が指摘されているところである。

たとえ大規模災害が発生したとしても、県民の命を守り、命をつないでいくためには、これまでの想定が及ばないような事態も起こりうるとの前提に立って、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げを図っていくことが不可欠である。具体的には、県民一人ひとりが日

頃から災害に備え、災害リスクが迫った際には適切な避難行動につながる「自助」の実践とともに、地域ぐるみで高齢者や障がい者など要支援者の避難誘導や避難所の運営支援を行うなどの「共助」の力を強化していく必要がある。

他方で、「公助」に課せられた責務も重大となっている。すなわち、平時にあっては、防災・減災のためのハード対策を加速していくことに加え、「自助」、「共助」が促進されるよう防災教育・人材育成をはじめとする取組みを強化するなど効果的な施策を展開していくことが求められる。その上で、災害が発生した際には、警察、消防、自衛隊をはじめ各機関が人命の救出・救助を最優先にその力を総動員し被害を最小限に食い止めることはもとより、被災者に寄り添った支援と速やかな復旧・復興に全力を挙げてあたることが責務である。

（「清流の国」「木の国・山の国」の源である農山村、中山間地域を守る）

「清流の国」「木の国・山の国」である本県においては、国土保全の観点から、多面的機能を有する森林や農地が適切に保全されることが重要であり、農山村、中山間地域における営みはその重要な役割を担っている。また、我が国の豊かな伝統、地域文化の源である農山村や中山間地域が元気であることは、地域コミュニティの活力（＝災害対応力）を高めるうえでも重要である。

（日本の真ん中、東西・南北交通の要衝の地域として国全体の強靱化に貢献する）

日本の真ん中、東西・南北交通の要衝にある本県は、沿岸部の幹線が被災した際に備えた代替ネットワークを確保すること、あるいは首都機能のバックアップ拠点や企業の本社機能の誘致といったリスク分散の適地としての役割を担うことなど、国全体の強靱化に貢献することが期待されている。

こうした理念のもと、強靱化の取組みを県民、市町村とともにオール岐阜県で進めることにより、本県の持続的成長、地域の発展につなげていく。

2 基本目標

基本法では、その第 14 条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進することとする。

- 県民の生命の保護が最大限図られること
- 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

(1) 本県の特性を踏まえた取組推進

- ・人口減少や過疎化の進行など、本県を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組みを進めること。
- ・過去の災害から得られた教訓を最大限活用するとともに、これまでの想定を超える事態が常態化してきたこと、直近の平成 30 年7月豪雨災害における中小河川の氾濫や平成 30 年台風第 21 号による停電被害も念頭に置いて取組みにあたること。
- ・東西・南北交通の結節点に位置する本県の地理的な重要性や災害リスクを踏まえ、隣県との連携など広域的な視点から取組みを進めること。
- ・それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員、水防団員や建設業、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組みにあたること。

(2) 効率的・効果的な取組推進

- ・国、市町村、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取組を進めること。
- ・「自律・分散・協調」型の国土構造の実現に向けた取組を国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組にあたること。
- ・非常時のみならず、日常の県民生活の安全・安心、産業の活性化、国際・都市間競争に資する対策となるよう工夫すること。その際は、現在進められている「地方創生」の取組みとの連携を図ること。
- ・限られた資源の中、国の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。
- ・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年度～令和2年度)を積極的に活用し、緊急的に実施すべき対策を推進しているが、地域の状況に応じた本格的な強靱化対策としては、なお十分とはいえないことから、引き続き国と連携しながら、3か年対策後においても必要となる予算・財源の安定的確保に取組み、強靱な県土づくりを強力かつ継続的に進めること。

(3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組推進

- ・強靱化の担い手は県民一人ひとりであるという視点に立ち、自らの災害リスクや防災気象情報、避難情報等を我が事として認識し身を守る行動につなげられるよう、学校や職場、自治会、自主防災組織等を通じた継続的な防災教育の取組を進めること。
- ・平時における防災教育の担い手として、また、災害時における避難誘導や避難所運営支援など地域防災力の要として、防災リーダーや消防団員、水防団員等防災人材の育成を男女共同参画の視点にも配慮しつつ推進すること。
- ・県土強靱化を実効性のあるものとするためにも、県・市町村のみならず企業・団体、NPO、ボランティアなど民間事業者等との連携による取組を進めること。

(参考) 国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」(要約)

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ①強靱性を損なう本質的原因を吟味した取組推進
- ②強靱性確保の遅延による被害拡大を見据え長期的視野を持った取組推進
- ③地域間連携の強化、東京一極集中から「自律、分散・協調」型国土構造の実現
- ④経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- ⑤制度、規制の適正なあり方を見据えた取組推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ハード・ソフト対策の適切な組み合わせ
- ⑦自助、共助及び公助の適切な組合せと官と民の適切な連携及び役割分担
- ⑧平時の有効活用

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨施策の重点化の推進
- ⑩既存の社会資本の有効活用
- ⑪民間資金の積極的活用
- ⑫施設等の効率的、効果的な維持管理
- ⑬土地の合理的利用の促進
- ⑭研究開発の推進と成果の普及

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ⑯女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮
- ⑰環境との調和、景観の維持への配慮、自然環境の有する多様な機能の活用